

立川市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）の公布による。

## 立川市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

立川市後期高齢者医療条例（平成20年立川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(公示送達) <p>第6条 法第112条の規定において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を立川市公告式条例（昭和25年立川市条例第12号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの</u>の閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</p>	(公示送達) <p>第6条 法第112条の規定において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、立川市公告式条例（昭和25年立川市条例第12号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行うもの</u>とする。</p>

### 附 則

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市後期高齢者医療条例第6条の規定は、前条に規定する施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。